

竹内街道・横大路(大道)現地ガイドコンテンツ作成業務委託仕様書

I 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「竹内街道・横大路（大道）現地ガイドコンテンツ作成業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

本業務は、日本遺産に認定された「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」のストーリーに関連付けられている構成文化財について、その地域の文化や歴史的背景等を含めた映像を作成し、現地を訪れた観光客がその映像情報をその場で入手し、観光に役立てられるよう、QRコードを活用した映像の作成と、その映像を現地で視聴できるツールを作成する業務である。また、本業務によって、現地を訪れた観光客が竹内街道・横大路（大道）への興味を深め、街道や街道沿線の周遊を促すことを目的としている。

3. 契約期間、納期及び納入場所

- (1) 契約期間 契約締結日 ～ 令和2年3月13日まで
- (2) 納期 令和2年3月13日
- (3) 納入場所 甲の指示する場所

II 業務内容

4. 業務内容

(1) ガイドコンテンツ作成

- ①ガイドコンテンツとは、日本遺産の構成文化財の歴史的魅力や文化的魅力について地域や時代などの背景と共に説明された動画を、現地を訪れた観光客がWeb上の動画にアクセスすることでスマートフォン等を介して視聴することができるものをいう。
- ②動画は甲が指示する構成文化財において1分程度で作成し、総数を45ヶ所とすること。
- ③映像に合わせた解説はナレーションやテロップを使った効果的なものとし、必要に応じてBGMや効果音も使用すること。また、映像は、Youtubeにアップロードすることを想定し、視聴者が構成文化財についてより詳しい情報を得るだけでなく、竹内街道・横大路（大道）への興味を深め、街道や街道沿線の周遊を促すような内容となるよう工夫すること。
- ④現地の視聴環境はWi-Fiが未整備であっても、通信できるように配慮し、各データ容量の上限をあらかじめ甲と協議のうえ決定し、現地に設置するQRコードに動画の容量を表示すること。
- ⑤画質・手振れ・それに伴う補正等は試験視聴により乙において確認や作業をした後、出来上がった映像は甲にも了承を得て最終仕上げを行うこと。

(2) 計画・準備

- ①撮影の事前準備として、動画構成をテンプレート形式で案作成し、最大カット数を協議のうえ決定すること。
- ②ナレーション原稿は、甲が貸与する資料や乙が調べた文献等により作成し、甲に確認して修正意見の無いものにする。
- ③撮影計画については甲と協議のうえ決定すること。また、施設等の撮影を行う場合、事前に施設等への撮影許可等の有無を確認するとともに、必要に応じて、乙が施設側と調整し、撮影を行うこと。

(3) 撮影

- ①撮影は魅力的な解説動画となるように、施設の行事計画・季節・時間・天候等、最適な条件を検討して行うこと。
- ②撮影機材については動画の画質等の制度を保つため、以下のものに同等もしくはそれ以上の性能を有するものとする。
カメラ：一眼レフ パナソニック GH5
レンズ： canon EF マウント 24-70 F2.8 16-35 F2.8

(4) 編集

- ①観光客にとって便利で、また魅力的なものとなるような動画編集とすること。
- ②音声が聞こえない状況でも内容が伝わるようにテロップを挿入すること。
- ③編集し終えた動画は甲に確認し、必要に応じて修正すること。

(5) 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり甲と乙は、必要に応じて協議を実施し、乙はその都度協議録を作成すること。

(6) 現地設置用ツールの作成

完成した動画はYoutubeにアップロードできる形式で乙から甲に提出すること。甲はYoutube にアップロードし、アドレスを取得する。乙はそれを基にQRコードを作成して、現地設置用のツールを作成すること。現地に設置するツールは、屋内設置を想定し、目立ちやすく風化しにくい素材を選定することを原則とするが、乙はそれぞれの設置環境を確認し、設置の難しい場所については、代替ツールを甲と協議の上決定し、作成する。

5. 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、甲の指示する場所に納品することとする。

6. 報告書

- (1) 業務の概要、業務経過、結果を、打合せ、写真等の記録も使用しながらとりまとめ、計3部作成して納品すること。
- (2) 使用許可及び撮影許可等の申請書についてはその写しを報告書に含めること。

7. 成果品および納期

- (1) 報告書 (令和2年3月13日まで) 3部

(2) 現地設置用ツール (令和2年3月13日まで) 45カ所分

(3) 動画データを格納した電子媒体 (令和2年3月13日まで) 3部

電子媒体に保存して提出するデータ形式は汎用性のあるものとし、受注後協議して決定する。

8. 貸与資料

甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

9. 秘密の順守

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

10. 著作権等の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 成果物の著作権は乙に帰属するものとするが、甲や甲の関係団体等がホームページやイベントで成果物を利活用することについて、乙はこれを認めるものとする。

(2) 本業務の成果物について、甲の事業においてその改編が必要となった場合、甲は乙と協議のうえ、これを行うものとし、乙はこのことについて認めることとする。

(3) 本業務の成果物の利活用において、後の年度においても甲の費用負担が発生することは無いものとする。

III その他

11. 第三者への再委託について

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、企画提案書に記載した再委託先についても契約時に承諾を受けること。

12. その他留意事項

(1) 乙は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、甲の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。

(2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、甲乙協議の上、決定すること。

(3) 乙は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。

(4) 乙が本業務によって甲又は第三者に損害を与えたときは、乙が賠償の責任に任ずること。

(5) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。